

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件 四四
- 告示 港湾施設及び港湾区域の制限区域を変更する件 四四
- 告示 土地改良区の役員が就退任した件 四四
- 告示 一般競争入札を行う件三件 四三
- 告示 落札者を決定した件 四七
- 告示 福島県公安委員会 四四
- 告示 道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件 四四
- 告示 道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件 四四

告 示

福島県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、堀之内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 令和二年八月十二日から
月三十一日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
郡山市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百十七号

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）第二条の四第一項第三号の規定により、制限区域を次のとおり変更する。

令和二年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 港湾名
小名浜港
- 二 変更する区域
東港の区域内に所在する岸壁の前面水域の一部の区域（次の図のとおり）
（一次の図）は省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課及び福島県小名浜港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
（港湾課）

公 告

公告第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	役員退任した役員	住所
榎葉町土地改良区	氏名	
	鈴木 英雄	双葉郡榎葉町大字山田浜字シウ神山一番地の二
	鈴木 徳雄	同 郡同 町大字上小塙字根ツ子原三四番地
	柴田 浩光	同 郡同 町大字上繁岡字奥海九七番地
	梶原 貞二	同 郡同 町大字前原字宿田三〇番地の一
	山内 茂樹	同 郡同 町大字北田字金堂地二二番地
	草野 傳市	同 郡同 町大字井出字代一一番地
	猪狩 秀男	同 郡同 町大字井出字苅集三番地
	佐藤 憲之	同 郡同 町大字下小塙字府ノ内一番地
	松本 富士夫	同 郡同 町大字井出字除込一一番地の一
	佐藤 英夫	同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一番地の三

同 監事	安藤 英明	同 郡同 町大字下小墻字麦入四九番地の二
同 同	佐藤 英夫	同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一番地の三
同 同	渡邊 秀幸	同 郡同 町大字山田岡字西二番地
同 同	猪狩 博美	同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地
同 同	佐藤 憲之	同 郡同 町大字下小墻字府ノ内一番地
同 同	山内 茂樹	同 郡同 町大字北田字金堂地二二番地
同 同	松本 幸英	同 郡同 町大字下小墻字広畑五一番地の一
同 同	氏名	住 所
就任した役員		
同 同	遠藤 政一	同 郡同 町大字大谷字海法地三〇番地
同 同	渡邊 秀幸	同 郡同 町大字山田岡字西二番地
同 同	阿野田 登美夫	同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地
同 同	猪狩 博美	同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地

(農村計画課)

公告第172号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 低線量率測定装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月30日（火）
- (4) 納入場所 山田岡局（福島県檜葉町大字山田岡字仲丸1-77）ほか計9か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月4日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年9月4日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年8月11日(火)から同年9月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月21日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月21日(金)午後1時10分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月25日(金)午後2時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Low radiation Measuring apparatus 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 25 September 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 September 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第173号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月11日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 海水試料予備濃縮装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター環境放射線センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月4日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年9月4日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年8月11日（火）から同年9月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月21日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月21日（金）午後2時10分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月25日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Seawater reserve
concentrator 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 25 September 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 September 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第174号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 マシニングセンター 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 福島県立いわき海星高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ
と。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日
までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこ
と。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
あり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月8日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年9月8日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年8月11日(火)から同年9月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月25日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月25日(火)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月29日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Machining Center 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 29 September 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 September 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第175号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年8月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乳がんデジタル検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
キヤノンメディカルシステムズ株式会社 栃木県大田原市下石上1385番地
- 5 落札金額
65,395,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年5月22日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年8月11日

福島県公安委員会委員長 山本真一
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社平中央自動車学校	代表者の氏名	田代 一雄	鈴木 勝夫

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年8月11日

福島県公安委員会委員長 山本真一
届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社平中央自動車学校	代表者の氏名	田代 一雄	鈴木 勝夫

（運転免許課）